

第 6 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年（2026）6 月 9 日
水 上 村 農 業 委 員 会

第 6 回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和 8（2026 年）6 月 9 日第 6 回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（ 9 名）

席番号	氏 名	席番号	氏 名
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八		

1. 欠席委員は次のとおりである。（ 3 名）

席番号	氏 名
1	藤田円香
8	愛甲純一
12	川原隆治

1. 関係者の出席を求めたもの。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 本会議の書記は次のとおりである。
農業委員会事務局 立尾 一貴

1. 会議議案は次のとおりである。
議案第 17 号 農地利用集積等促進計画について
議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 19 号 非農地証明の交付申請について
報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意
解約の報告について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和8年6月9日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局

ご起立ください。よろしくお願いいたします。ご着席ください。
それでは那須会長よりご挨拶をいただきたいと思いますので
よろしくお願いいたします。

(会長挨拶)

那須会長ありがとうございました。
それでは会長改めまして、総会の進行をよろしくお願いいたします
します。

議長

では、ただ今から令和8年第6回農業委員会総会を開会いた
します。

藤田委員、川原推進委員、愛甲推進委員から欠席届が出て
おりますので、お知らせします。

議事録署名委員を指名します。

5番尾前委員、7番山本委員にお願いします。

2ページの議案第17号 農地利用集積等促進計画につい
て、上程いたします。

まず、番号1の売買から審議いたしますが、尾前委員が当事
者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第3
1条に規定されている議事参与の制限により、当該議案の審
議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了
後に入室、着席していただきます。

(尾前委員退出)

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。2ページをご覧ください。
番号の1です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。
申請地は、湯山字上本野にある農地5筆になります。
地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計8,322㎡です。
場所については、3ページの赤枠部分をご覧ください。本野
公民館の北東で、千人塚古墳付近に位置します。
2ページにお戻りください。
申請理由は所有権移転で、熊本県農業公社の農地売買等事業
です。経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、10アール当たり単価、単価合計は表示の
とおりです。
以上のとおりであります、別冊の「農地法関係法令集」を
ご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農
地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合
には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関
係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の
設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土
地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積
等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められ
るかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、
その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければな
らないとあり、さらに、

事務局

第１１項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、所有権移転が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第１８条第５項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

（意見なし）

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第１号、番号１については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

尾前委員の入室・着席を許可します。

（入室・着席）

尾前委員に申し上げます。議案第 1 号、番号 1 については、適切であると決定したことを報告します。
続いて、番号 2 に移ります。

事務局

2 ページを、説明します。
次に、番号の 2 です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。
申請地は、岩野字前田にある農地 1 筆になります。
地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 1,940 m²です。
場所は、4 ページの 青枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の東で、国道 388 号線の南側に位置しております。
2 ページにお戻りください。
申請理由は所有権移転で、熊本県農業公社の農地売買等事業です。経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、10 アール当たり単価、単価合計は表示のとおりです。

次に、2 ページの番号の 3 です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。
申請地は、岩野字原 にある農地 2 筆となります。
地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 3,616 m²です。
場所は、4 ページの 赤枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の東で、国道 388 号線の北側に位置しております。
2 ページにお戻りください。
申請理由は賃借権の再設定で、契約期間は 10 年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は金納で、10 アール当たり単価、全部で表示のとおりです。

以上のとおりであります。農地法関係法令集をご覧ください。

事務局

い。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

議長

利用権設定については、再設定ということともうひとつは所有権の移転ということでございます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第１７号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

つづきまして、議案第１８号、農地法第３条の規定による許可申請について、上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

５ページをご覧ください。

番号の１です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字行井手にある農地１筆となります。

地目については、台帳・現況ともに田、面積は１,７２４㎡です。

場所につきましては ６ページの赤枠部分をご覧ください。

神揚公民館の南側に位置します。

また、７ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

５ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲受人の申出による賃借権の新規設定でございます。

作付（予定）作物は、野菜、豆類、ニンニク等です。農地を

農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。ここ現地、松田委員・山本委員と現地確認しましたが、ここ湯山中央中山間地の所属でもございますので、そちらの協議は必要だろうということで一言ありましたので申しておきます。

以上のとおりでございますが、農地法関係法令集の１ページ目をご覧ください。

農地法第３条第２項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、

- １号 取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
 - ２号 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、
 - ３号 信託の引き受けによる取得である場合、
 - ４号 譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、
 - ５号 農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。
 - ６号 譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置及び規模からみて、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合
- のいずれにも該当しないと思われます。

議長

この件については、山本委員と松田委員が現地調査を行っておりますので、結果について、山本委員、報告をお願いしま

す。

山本委員 6月5日、松田委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおりです。すべての農地について、所有権移転後は農地として再度利用されることがでしたので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと思われます。
以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
これは、賃借権利用じゃなくて所有権移転やろ？

事務局 いや、所有権移転じゃないです。
賃借権●万円で新規設定でございます。
売買とかではございません。

議長 ここに書いてあるのは、3条第2項および許可基準について所有権移転等の許可….

事務局 等のです。

議長 等でね。

事務局 賃借権も3条にあります。

議長 3条のどこ？
山本委員からもあったのかな。説明。

事務局 はい。

議長 これ だれの土地ね？

事務局 ●●●●さんです。

議長 広かとね。大丈夫とかな、これ。

事務局 作付をなんかイノシシかシカが出て、本人さんは去年か一昨年からか今は作っておられないということで貸し出しました
ということは所有者の方から聞いております。
今年も作らないということで●●さんに作られたらどうかと聞きました。

議長 ありがとうございました。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

尾前委員 借用地の金銭は価格はいくらですか。

事務局 全部で●万円ということでご記入されてます。
1年間で●万円とご記入されておりました。

尾前委員 年間●万円ですね。

議長 問題はそこよね。

事務局 3条は何年までというのは書いてはなかったんですよ。
期限はきてなかったんですよ。

議長 だけん、聞いているのはそういうところたい。
1年で返せと言われてもね。

議長 だけん、何年間とかは大体設定してやらんば、
いかんとじゃないと。
ほら、あの●●●さんは親父さんたちは農業してるけど
本人は経験あるのかな。

事務局 たぶん経験はないですけど…
ですから、お父さんお母さんに聞きながら
機械を借りながらしていきますというご回答でした。

議長 そういう話を事務局からしてもらわないと、分からないところ
も多いんだよね。
尾前委員からも今話があったように例えば年数は書いてない
けど、どうなってるのかとなった時、大体5年ぐらいの期間
は借りられるようになっておりますとかなんか分からないと
ころの情報をこの場で事務局から前もって伝えてもらわない
と現地調査したときに困るよ。

事務局 分かりました。
すみません。期間は3年とご記入されておりました。
失礼しました。

議長 そういうところを情報として流さないと。
ちょっと不安は●●●さんにはあるけど、親父さんたちの支
援を得ながら作るということでございますので…そういうと
ころでご理解いただければと思います。

他にご意見等ございませんか。

まあ、作ったことがある品物かどうかも
ちょっと心配だけど。

事務局 たぶん今まで作ったことはないけども、色々やってみたいとい
うことは言われてました。

議長 野菜、豆類、にんにく等…

事務局 大豆、小豆、にんにくをまずやってみたいという話でした。

松田委員 なたね油を作るて。

事務局 なたね油を作るの？
それは聞いてなかった。

松田委員 今日、聞きました。

議長 ひまわり？

松田委員 ひまわりか何か油を搾って…

議長 ひまわり油を作る？
搾るところは限られてるからね～

松田委員 持ってるんじゃないかな。

議長 持ってるの？

松田委員 分からんです。

議長 珍しいね。搾り機を持ったら。
今 商業的に搾っているのは山鹿市しかおらんけんね。

議長

だけん、おれもひまわりの油を買った時にはね、えらい人気の温泉地があった。平山温泉か。あの山鹿の。

そこの地域おこしの連中がひまわり作ったとたい。

そして山鹿の搾りをするところになたねもひまわりも搾らせてる。えらい高かったけん、１０本ぐらい買ったけど。たぶんそうかしらん。

ばってんね、なかなかね、ひまわり油はね、日本人の舌に合わんとたい。

フランスのもそうだったけど。

やっぱりね、オイルフォンデュってあるとたい。オイルフォンデュで。チーズフォンデュじゃなくて。

ひまわり油はなたね油に比べて沸点が低いとたい。

だからね、素揚げができるとたい。

なたねみたいにバチバチってしない。

ただ問題は、ひまわりは作っても搾るところが少ないから、搾り機を持っていればいいけど。

他に意見とかございませんか。

まあ、だから逆に湯山のみなさん方は彼女が役場に勤めながらそういう農業しますので、注意深く分からない所があれば指導等をお願いできればという風に思っております。

他にご意見等ございましたらお願いいたします。

ありませんか。

意見がないということで、

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 議案第１８号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

続いて、議案第１９号 非農地証明交付申請について、上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

８ページをご覧ください。

番号の１です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、湯山字美所尾にある土地２筆です。

位置につきましては ９ページをご覧ください。

水神社（護しんさん）の 東に位置します。

また、１０ページには地番４６５、１１ページには地番４８１－３ 現地の写真を載せておりますのでご確認ください。

８ページにお戻りください。

なお、山本・松田委員と協議の結果、９ページの地番４６５については、まだ耕作できるのではないか。非農地ではまだないのではないかというご意見が出て、もう一つの４８１－３については、非農地ではないかというご意見も出ましたので、申請者に対しても地番４８１－３だけの審議でよろしいか、承諾を経ております。

今回は、地番４８１－３についてご審議ください。

議長 ということは、１０ページは関係ないということよね。

事務局 そうですね。

議長	11ページの写真のところが該当するんですかね？
事務局	そうです。10ページの465番地については、まだ非農地ではないのではないかという現地での判断がされたので、481-3 11ページの写真のところのみご審議いただきたい。
議長	ここは遊水地及び遊泳地の駐車場になってたところじゃないかな。
事務局	違います。作ってましたよ、きゅうりとか。 奥にハウスもありました。ハウスが2つあります。 そこで野菜とか作られてました。
議長	こちらにつきましても、山本委員と松田委員、事務局の3名で現地調査を行っておりますので、山本委員よりご報告をお願いいたします。
山本委員	報告いたします。 6月5日、松田委員と事務局との3人で現地の調査を行いました。 現地は荒廃（こうはい）が進んで山林と化しており、所有者も今後耕作する意思もないということで、非農地と判断してもよいかと思われます。以上、報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 これは申請者は分けてせんばんね。
事務局	465は申請書を取り下げてもらうような形をとりたいと思います。

議長	ということになります。 そういうことでよろしいですかね。 今報告がありました。それからまだ耕作できる面積もあるということですので、約2反程度については、非農地照明は出さないということになります。
議長	このことについて、質問意見等ございますか。 （質問、意見なし） 許可することに賛成の方は挙手願います。 （全員挙手） 議案第19号 については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。
議長	ただし、地番の481-3畑、原野251㎡についてののみということではよろしいですね。
事務局	はい。 （ 13時 54分 ）
議長	では、次に、農業委員会 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約について事務局より報告をお願いします。
事務局	説明します。 まず、番号1です。 12ページをご覧ください。 貸付人及び借受人は資料のとおりです。 土地の所在は湯山字行井手 にある農地1筆です。

利用権設定日は令和7年8月1日、生産継続ができないとの理由で、合意解約日は令和8年4月1日、土地の引き渡し日は令和8年4月1日です。

場所については、13ページの赤枠部分をご覧ください。北目公民館 西側に位置します。

説明は以上です。

議長 これはなんで生産継続ができないの？

事務局 ご本人がもう生産ができないという理由でございました。

議長 借受人の●●さんが？

事務局 はい。

議長 もうだいぶ歳なのかな。

松田委員 動物、鹿か猪かで苗が食べられてしまって結局できなかった。

事務局 本人の意思はしたかったとかな。

松田委員 農場に行ってた頃は、来年はちゃんと作りますとは言っていました。

事務局 一応合意解約の書類は出ております。

議長 ここは、なんか仕事しとったところの？

事務局 はい。●●●●さんの自宅の上になります。

議長 ここに家があるよね。その下たいね。
元の返した相手は作ると言ってるの？

事務局 ●●さんにつきましては、中山間の土地ですので保全はされ
るという風に聞いております。荒らさないということでした。

議長 そうだろうね。そうしないとね。
わかりました。ありがとうございました。
この件について何か質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

ほかにご意見等がなければ、提案した議案は以上のとおりで
ありますけれども、皆さん方から何かございませんか。

まあ、この辺は中山間地域に入っているとすれば、●●さん
の所ら辺はよく注意して見ててもらえれば、やっぱり中山間
地域に入ってるんだからちゃんとしてもらわないと、面積に
入ってるからね。よろしくお願いします。

これで第6回農業委員会総会を閉会します。

（ 13時 57分 ）

議長 この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するため
にここに証明する。

議 長 那須 利八

署名委員 尾前 重徳

署名委員 山本 広樹